

業務委託契約書

- 1 業務名 那覇市立繁多川図書館の業務委託
- 2 業務委託料 ￥ ー
うち取引に係る消費税および地方消費税額 (￥ ー)

【別記内訳書】

| 対象期間 | 支払時期 | 支払金額 (各期額) |
|-------|------|------------|
| 第1四半期 | 4月 | 円 |
| 第2四半期 | 7月 | 円 |
| 第3四半期 | 10月 | 円 |
| 第4四半期 | 1月 | 円 |

- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 履行場所 (1) 名称 那覇市立繁多川図書館
(2) 所在地 那覇市繁多川4丁目1番38号

那覇市 (以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) との間に、那覇市立繁多川図書館 (以下「図書館」という。) の業務の委託について、次のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚 印

乙 (住所)
(法人等名)
(代表者名) 印

(業務の委託)

- 第 1 条 甲は、那覇市立繁多川図書館業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 2 委託業務の詳細は、別紙「那覇市立繁多川図書館の業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

(委託料の支払)

- 第 2 条 本契約の委託料は前金払とし、頭書に定める業務委託料の内訳のとおり年度を四半期に区分し、甲は、乙から適法な委託料の請求書を受領した日から起算して、30 日以内に支払うものとする。
- 2 頭書に定める委託期間中において、消費税及び地方消費税率に変動がある場合、甲乙協議の上、甲は、委託料を変更するものとする。
- 3 甲は、第 1 項の期限内に支払金額（各期額）を支払わないときは、乙に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じ、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(契約保証金)

- 第 3 条 契約保証金は、那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 30 条第 9 号に基づき、免除する。

(甲の義務)

- 第 4 条 甲は、乙が図書館に配置する業務従事者に対し、机、椅子、パソコン等の備品類を貸与するほか、コピー用紙、ファイリング用品等、委託業務の遂行に必要な消耗品類を負担する。
- 2 甲は、乙が委託業務を円滑に遂行できるよう事務の決裁、乙との連絡調整等、分館長として必要な業務を行うものとする。

(乙の義務)

- 第 5 条 乙は、関係法令等を遵守するとともに、この契約の定めるところに従い、委託業務を誠実に履行し、図書館の設置目的が効果的に達成されるよう努めなければならない。
- 2 乙は、受託した業務に関し、閉館後に業務日誌を作成し、原則として翌日（翌日が閉館日等により提出ができない場合はその次の開館日）、甲へ提出しなければならない。
- 3 乙は、受託した業務に関し年度終了後 30 日以内に、甲に対し実績報告書及び収支報告書を提出しなければならない。

(業務管理等)

- 第 6 条 乙は、仕様書に定める責任者及び副責任者を置き、業務の適切な管理に務めなければならない。
- 2 前項の責任者を、本契約における図書館の運営業務に関する乙の代理人と定めるものとする。
- 3 乙は、業務の履行にあたり、図書館の施設、設備及び備品を事前に点検し、業務に支障をきたすと判断される場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。
- 4 乙は、図書館の施設、設備及び備品の使用について善良な管理者の注意義務を負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保にしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(秘密保持の義務)

第9条 乙は、本契約により知り得た業務上の秘密に属する情報及び個人情報を他に漏らしてはならない。また、本契約終了後も同様とする。

- 2 乙は、業務従事者に対し、事前及び定期的に秘密保持についての指導・教育を行わなければならない。
- 3 乙は、本契約による業務を処理するため個人情報を扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵してはならない。
- 4 乙は、本契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記載されている資料を、本契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 乙は、個人情報が記載されている資料を甲の承諾なくして複写し、又は複製してはならない。
- 6 乙は、個人情報が記載されている資料を毀損又は滅失することのないよう安全な管理に努めなければならない。
- 7 乙は、個人情報が記載されている資料の毀損又は滅失した場合は、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 乙は、個人情報が記載されている資料を本契約終了後、速やかに甲に返還または引渡さなければならない。

(乙の雇用者責任)

第10条 乙は、業務従事者を法律で定められた社会保険等に参加させるなど、雇用者としての義務を履行するものとする。

- 2 乙は、委託業務を行うにあたり生じた業務従事者の災害について、乙の責めに帰すべき範囲において責任を負うものとする。

(臨機の措置)

第11条 乙は、業務を行うにあたり、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、必要があると認める場合は、あらかじめ甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 3 乙は、第1項の措置をとったときは、直ちに、その措置の内容を甲に通知しなければならない。

(履行の調査)

第12条 甲は、必要があるときは、乙の履行状況において必要な書類の提出や報告を求めることができる。

- 2 前項の結果、甲は必要に応じて乙に改善を書面で求めることができる。
- 3 乙は、甲から業務改善に関する書面による通告を受けた場合、正当な理由がない限

り、通告を受けた日から 30 日以内に必要な是正措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、委託業務の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたとき、又は第 15 条の規定による契約の解除により甲に損害が生じたときは、直ちに原状回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(事情変更による契約内容の変更)

第 14 条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事態により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は相手方と協議のうえ、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約の解除等)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。ただし、契約内容の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 乙が正当な理由なく、本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 本契約の履行について、乙に不正又は不当な行為があったと甲が認めたとき。
- (3) 乙が明らかに本契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 2 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団関係者に該当するとき。
- (5) 乙との間に本契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当するとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除があった場合においては、甲の責めに帰すべき解除理由であるときを除き、甲に対し、損害賠償の申し立てをすることはできない。

(不当な契約解除に伴う損害賠償)

第 16 条 乙は、前条に基づく契約解除が甲による不当な解除であると認めた場合には、甲に対し損害賠償の申し立てを行うことができるものとする。

2 前項に基づく損害賠償請求について、乙は、解除が不当であることを証明する責任を負う。

(委託料の返還)

第 17 条 乙は、第 15 条の規定により契約を解除された場合、すでに支払いを受けた金額について、契約の履行が不能となった期間に対応する分を返還しなければならない。

(協議)

第 18 条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意を持って協議し、定めるものとする。